

(国際運輸業の所得に対する課税の相互免除に関する日本国政府とカタール国政府との間の交換公文)

(カタール側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本官は、船舶又は航空機を国際運輸に運用することに係る所得に対する二重課税の回避に関し、両政府の代表者の間で最近到達した次の取極をカタール国政府に代わって確認する光栄を有します。

1 カタール国政府は、相互主義に基づき、日本国の居住者が営む企業に対し、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する所得及び利得について、カタール国で課される所得税、法人税その他のすべての所得に対する租税を免除する。

2 日本国政府は、相互主義に基づき、カタール国の居住者が営む企業に対し、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する所得及び利得について、日本国で課される所得税、法人税、住民税及び事業税を免除する。

3 (a) 1にいう「日本国の居住者」とは、日本国の租税に関して日本国の居住者であり、かつ、カタール国

の租税に関してカタール国の居住者でない個人又は日本国内に本店若しくは主たる事務所を有する法人（日本国の租税に関して法人として取り扱われる団体を含む。）をいう。

(b) 2にいう「カタール国の居住者」とは、カタール国の租税に関してカタール国の居住者であり、かつ、日本国の租税に関して日本国の居住者でない個人又はカタール国内に本店若しくは主たる事務所を有する法人（カタール国の租税に関して法人として取り扱われる団体を含む。）をいう。

4 この取極は、カタール国及び日本国において施行されている法令に従って実施される。

5 1及び2に定める租税の免除は、二千九年七月一日以後に開始する各課税年度について適用する。

6 この取極は、いずれか一方の政府が、他方の政府に対し書面による六箇月の予告を与えることによりこの取極を終了させる場合に効力を失う。

本官は、更に、この書簡及び前記の取極を日本国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成するものとし、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずることを提案する光榮を有します。

この書簡は、ひとしく正文であるアラビア語、日本語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

二千九年五月二十一日にドーハで

カタール国

経済・財務省歳入税務局長 モフタ・ジャシム・アル・モフタ

カタール国駐在

日本国特命全権大使 北爪由紀夫閣下

(日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本使は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(カタール側書簡)

本使は、更に、前記の取極を日本国政府に代わって確認するとともに、貴官の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成するものとし、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずることに同意する光栄を有します。

この書簡は、ひとしく正文である日本語、アラビア語及び英語により作成され、解釈に相違がある場合には、英語の本文によるものとします。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かって敬意を表します。

二千九年五月二十一日にドーハで

カタール国駐在

日本国特命全権大使 北爪由紀夫

カタール国

経済・財務省歳入税務局長 モフタ・ジャシム・アル・モフタ殿